

令和6年11月12日

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
弁護士 島 菌 佐 紀 先生

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
丸の内三井ビル10階1005号室
岡村綜合法律事務所

電話 03-3215-3611

FAX 03-3215-3610

株式会社共立ファイナンシャルサービス代理人

弁護士 加 藤 公 司

(連絡担当) 同 中 村 竜 一



ご連絡

拝啓 貴法人からの「お問い合わせ」（以下「貴書面」といいます。）により以下の1～3の事項に関してご連絡をいただいております件につきまして、今般、私どもが株式会社共立ファイナンシャルサービスから委任を受け、同社の代理人として本書によりご連絡申し上げます。

1 クレジット契約書について

クレジットカード契約書の雛形を送付いたしますので、ご査収ください。
ご連絡いただいた事項に係る条文は、以下でご説明いたしますとおり、第3条、第11条及び第13条です。

2 ドーミー京王よみうりを2年契約した場合の仕組みについて

貴書面に記載のご理解のとおりです。

3 中途解約した場合の支払残高のご説明

貴書面の例につきましては以下の条文操作によって処理されます。

① クレジット契約書第13条(2)の「残債務全額」は、263万1181円である。

(計算式)

| | |
|---|--|
| | 293万0050円 |
| － | 18万0050円 (支払い済みの分割金) |
| － | 11万8819円 (期限未到来の分割払手数料のうち会社所 定割合による控除額) |
| | <hr/> |
| | 263万1181円 |

② 入館契約を中途解約した場合には、入館契約書第5条(2)の反対解釈として、共立メンテナンスは、中途解約後の期間(1年7か月)分の館費(167万2500円)については寮生に返還する義務を負う。

なお、入館契約書第5条では「既納」の管理費は返還しないと定まっているが、年間管理費は年払いとしていることから、前受けとなっている翌年の1年分の年間館費(23万5200円)は返還する。

③ 前記②に基づき寮生(退寮者)が共立メンテナンスに対して有する当該館費等の返還請求権合計190万7700円(167万2500円+23万5200円)は、クレジット契約書第3条①の「敷金・保証金・その他の金員の返還請求権」のうちの「その他の金員の返還請求権」に該当する。そして、同第3条柱書に基づき、寮生は、共立ファイナンシャルサービスに対して負担する一切の債務の担保のために、寮生が共立メンテナンスに対して有する当該返還請求権を共立ファイナンシャルサービスに譲渡することに同意する。

④ クレジット契約書第11条に基づき、「会社(共立ファイナンシャルサービス)は、同第3条に定める譲渡担保を行使し、賃貸人(共立メンテナンス)から前記190万7700円を受領の上、本契約の債務の弁済に充当」する。

⑤ 以上の結果、寮生の支払残高は、72万3481円(263万1181円-190万7700円)となる。

以上につきましては、ご不明な点などございましたら、上記担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。 敬 具

添付資料

契約条項

本契約条項中の当事者を以下の通り表示します。

①契約者:「私」②株式会社共立ファイナンシャルサービス:「会社」③左記貸主:「貸主」④左記借主:「借人」⑤私及び借人:「私等」⑥クレジット契約(立替払契約):「本契約」私及び連帯保証人は、会社に対し、借人が貸主との間で締結する「建物賃貸借契約等」から発生する借人に対する支払い債務のうち、左記の諸費用(以下これを総称して「入居諸費用」という)の現金価格合計から頭金を除いた額(以下「残金」という)を、会社が私に代わって借人に立替払する事を委託し、会社はこれを受託します。尚、私は、残金が会社より借人に立替払いされることを承認します。

第1条(本契約及び建物賃貸借契約等の成立時点)

(1)本契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、借人に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない場合も、その旨借人に通知されるものとします。この場合借人から私にその旨が通知されるものとします。なお、申込時に借人に支払われた申込金は、本契約成立時に頭金に充当されます。

(2)借人と貸主との建物賃貸借契約等は、その申込みがあった後、借人が私に代わって会社に本契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。又、本契約が不成立となった場合には、借人と貸主との間で別の支払方法について合意したときを除き、建物賃貸借契約等も本契約の申込時に遡って成立したものとします。

(3)本契約が不成立のときは、申込金及び申込書は借人から私等に速やかに返還されるものとします。

第2条(分割支払金の支払方法)

私は、残金に左記分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計」という)を左記支払方法により、会社に支払うものとします。

第3条(繰上返済)

私は、本契約に基づき会社に対して現に負担し又将来負担する一切の債務を担保する為、借人が借主に対して取得する一切の各号の債権を会社に譲渡することに同意します。①敷金、保証金、その他の金員の返還請求権。②賃借物件の明渡日以降の未償借期間相当分の賃借料等の返還請求権。

第4条(届出事項の変更)

(1)私及び連帯保証人は、会社に届出た住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、書面により会社に通知するものとします。

(2)私及び連帯保証人は、(1)の氏名・住所の変更通知を怠った事により、会社からの通知又は送付書類等が延滞又は不到達となっても、会社が、通常到達すべきときに私に到達したものとみなす事に異議がないものとします。但し、(1)の住所・氏名の変更の届出を行わなかった事について、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第5条(期限の利益喪失)

(1)私は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、会社に対する未払債務を直ちに支払うものとします。

①支払の期日に分割支払金の支払を遅滞し、会社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを催告を受けたにもかかわらずその期限までにお支払のなかったとき。②自ら届出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。③強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。④破産、民事再生手続、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。⑤商品・権利の買入れ、譲渡、賃貸、その他会社の所有権及び第3条記載の譲渡担保を侵害する行為をしたとき。⑥第15条第3項により本契約が解除されたとき。

(2)私は、次のいずれかに該当したときは、会社の通知又は請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、会社に対する未払債務を直ちに支払うものとします。①本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。②その他私の信用状態が著しく悪化したとき。

第6条(遅延損害金)

(1)私が、分割支払金の支払を遅滞したとき(2)の場合を除く。)、は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。①分割支払金の支払が翌月1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し、年14.80%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし、割賦販売法第35条の3の第2項に該当する取引である場合を除く。②支払方法が翌月1回払の取引及び割賦販売法第35条の3の第2項に該当

する取引(但し、売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合を除く。)については、当該分割支払金に対し、年14.80%を乗じた額。③売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合の取引については、当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額。

(2)私が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。①(1)①の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額。②(1)②の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。③(1)③の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。

第7条(費用等の負担)

(1)私は、会社に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。

(2)会社が私に対して第5条に基づき書面による催告をしたときは、私は当該催告に要した費用を負担するものとします。

第8条(建物賃貸借契約等に基づく瑕疵担保責任等)

本契約にかかる建物賃貸借契約等に基づく瑕疵等については、一切私等と借人との間で処理し、私はこれを理由に会社に対する支払を拒むことはできないものとします。

第9条(公租公課)

(1)私は、第7条に基づき、会社に支払う費用等にかかる消費税及び地方消費税は私が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担するものとします。

(2)私は、名義の如何にかかわらず、提供を受ける役務その他本契約の締結及び履行に係る一切の公租公課を負担するものとします。

第10条(早期完済の場合の特約)

私が、当初の契約のとおり分割支払金の支払を履行し、かつ約定期間の中で残金全額を一括して支払ったときは、私は78分法又はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち会社所定の割合による金額の払戻しを会社に請求できるものとします。

第11条(返還敷金等による弁済)

賃借物件の明渡時に、会社への本契約に基づく支払債務が存在するときは、会社は、第9条に定める譲渡担保を行使し、借人等から敷金等を受領する等、本契約の債務の弁済に充当することができるものとします。

第12条(支払停止の抗弁)

(1)私は、下記の事由が存在するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存在する商品等について、分割支払金の支払を停止することができるものとします。①商品の引渡し、権利の移転又は役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下、同じ)がなされないこと。②商品の欠陥(瑕疵)があること。③その他商品の販売や役務の提供について、販売店(貸主)に対して生じている事由があること。

(2)会社は、私が前項の停止を行う旨を会社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。

(3)私は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由解消のため、販売店(貸主)と交渉を行うよう、努めるものとします。

(4)私は、(2)の申出をしたときは、速やかに(1)各号の事由を記載した書面(資料がある場合は資料添付のこと)を会社に提出するよう努めるものとします。また、会社が当該事由について調査が必要があるときは、私はその調査に協力するものとします。

(5)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することは出来ないものとします。①支払方法が翌月1回払であるとき。②割賦販売法の定める指定権利以外の権利であるとき。③売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものである場合など割賦販売法第35条の3の6第2項に該当するとき。④遅延損害金総額が4万円に満たないとき。⑤(1)各号の事由が私の責に帰すべきとき、その他の私の支払の停止が債権に反すると認められるとき。

第13条(建物賃貸借契約等の中途解約等)

(1)私等の都合による建物賃貸借契約の中途解約あるいは借主からの解除により、建物賃貸借契約が終了するときは、その旨を会社に通知するものとします。

(2)私等の都合により、建物賃貸借契約等を中途解約した場合、本契約に基づく残債務全額につき、繰り上げ償還するものとします。当該償還金額は、分割支払金合計から支払い済みの分割支払金及び第10条の期限未到来の分割払手数料の内、会社所定の割合による金額を控除した残額とします。

(3)(2)の場合、会社は第11条に基づき、借人から敷金等を受領の上、譲渡担保の対価に相当する額から私等が借主

に支払うべき金額を控除した額(以下「返還額」という)を私の会社に支払うべき償還金額を上限として借主が直接会社に支払う事をあらかじめ同意します。

(4)(3)の場合、返還額が償還金額に満たない場合は、直ちにその残額を会社に支払うものとします。但し、やむを得ない事情があるときは会社が認める精算方法に従うものとします。なお、返還額が償還金額を超える場合は、会社は借主に対し、超過部分を直接私等に支払う事を請求できるものとします。

(5)私は、借主の請求により、(3)に必要な限度において私が会社に支払済みの分割支払金を会社が借主に通知する事を承諾するとともに、会社が建物賃貸借契約等の解約、解除に伴う精算相当額(以下「精算相当額」)を把握する為、私等の借主に對する精算相当額について、私等及び借主に開示を求め、その内容を把握する事を承諾します。

(6)私等と借主の合意解約により建物賃貸借契約が終了した場合も(1)及び(3)と同様とします。この場合、会社は、返還額を残債務に充当し、償還期間を短縮するものとなりますが、第10条は適用しません。

第14条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約から生じる一切の債務につき私と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

(1)私及び連帯保証人は、私及び連帯保証人が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団。②暴力団員。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等。⑦その他上記①～⑥に準ずる者。

(2)私及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他上記①～④に準ずる行為。

(3)私又は連帯保証人が、(1)①～⑦のいずれかに該当し、もしくは(2)①～⑤のいずれかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、会社は催告などすることなく本契約を解除することができるものとします。

第16条(住民票等取得の同意)

私及び連帯保証人は、本申込を行う者が申込書に記載された私及び連帯保証人に相違ない事を確認する為並びに契約成立後の債権管理の為、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取引に利用する事に同意します。

第17条(債権譲渡)

私及び連帯保証人は、会社が本契約に基づく債権を必要に応じ借主、取引金融機関等へその他譲渡する事を、異議なく承諾します。

第18条(合意管轄裁判所)

私及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合新願のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人の住所地購入地又は契約地、及び会社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【問合わせ・相談窓口等】

1.建物賃貸借契約等についてのお問合せ・ご相談は借主にご連絡ください。

2.本契約(お支払)についてのお問合せ・ご相談は、下記の株式会社共立ファイナンシャルサービスにおたずねください。

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-17-3 アパビル2F
TEL:03-5295-7992 FAX:03-5295-0354

株式会社共立ファイナンシャルサービス
お客様相談室

【個人情報の取扱いに関する同意条項】は本確認書と同時にお渡し致します「クレジット契約について(ご注意)」に記載しております。